

(別 紙)

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書（案）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものである。主食、副食、牛乳のそろった完全給食の実施率は年々増加しており、小学校の 98.8%、中学校の 89.3%で実施されている。

昨年 12 月 22 日に閣議決定された「こども大綱」では、全ての子供・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとともに、地域間格差を出来る限り縮小していくことも念頭に置きつつ、地方自治体への必要な支援を行うとしている。また、同日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず実態調査を行った上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされた。

実態調査結果では、昨年 9 月時点で無償化を実施している地方自治体の数は 722 に上り、うち 547 地方自治体が小中学生全員を対象とするなど近年その取り組みが広がっていること、また無償化を実施している地方自治体において、約 7 割は自己財源を充てているが、実施における課題として、予算の確保が最大の課題とされていることが分かった。

しかしながら、当該実態調査結果を踏まえた国の対応は、児童生徒間の公平性あるいは国と地方の役割分担、政策効果といった観点や法制面から今後、課題整理を行っていくことにとどまっており、無償化決定までには至っていない。

また、既に給食費無償化を実施している地方自治体の間においても、財源の問題から給食の質に格差が生じるため、安定的な財源の確保の重要性が明らかとなっている。

地方自治体の財政力によって学校給食無償化の実施に差が出ることは、地域間格差そのものであり、「こどもまんなか社会」の実現への妨げともなりかねない。学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、国の責任において、こうした格差は早急に解消されるべきものである。

よって、国においては、学校給食費無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な制度の構築を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 日
高 松 市 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
財		務		大			臣
文	部	科	学	大			臣